

(参考資料) 令和3年介護報酬改定において経過措置が設けられた項目 (令和5年度末で経過措置が終了)

| 項目 | 対象事業者 | 要件等 | 参考 |
|---|------------------------------------|--|--|
| 衛生管理等 (感染症の予防及びまん延の防止) | 訪問・通所系ほか | ・委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を職員に周知すること | 指針(例)については、 ・「介護現場における感染対策の手引き(厚生労働省老健局令和3年3月)」参照 |
| | | ・指針を整備すること | |
| | | ・職員に研修及び訓練を定期的(ともに年1回以上)に実施すること | |
| 入所・居住系 (入所施設は訓練のみ経過措置あり(委員会等は従来より義務化)) | 入所・居住系 | ・委員会をおおむね3月に1回以上(特定施設は6月に1回以上)開催し、その結果を職員に周知すること | 指針(例)については、 ・「介護現場における感染対策の手引き(厚生労働省老健局令和3年3月)」参照 |
| | | ・指針を整備すること | |
| | | ・職員に研修及び訓練を定期的(ともに年2回以上)に実施すること | |
| 業務継続計画の策定等 | 訪問・通所系ほか | ・業務継続計画(感染症・非常災害)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること | 業務継続計画については、 ・厚生労働省ホームページのひな形 ・「業務継続ガイドライン(厚生労働省老健局令和2年12月)」参照 |
| | | ・従業者に対し研修及び訓練を定期的(ともに年1回以上)に実施すること | |
| | | ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更すること | |
| | 入所・居住系 | ・業務継続計画(感染症・非常災害)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること | |
| | | ・従業者に対し研修及び訓練を定期的(ともに年2回以上)に実施すること | |
| | | ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更すること | |
| 認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置 | 医療・福祉関係の資格を有さない者が介護業務にあたることもあるサービス | 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じること | |
| 虐待の防止 | 訪問・通所系ほか | ・委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知すること | |
| | | ・指針を整備すること | |
| | | ・研修を定期的(年1回以上)に実施すること | |
| | 入所・居住系 | ・委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知すること | |
| | | ・指針を整備すること | |
| | | ・研修を定期的(年2回以上)に実施すること | |
| 口腔衛生の管理 | 介護保険施設 | ・口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと | 事務処理手順、計画の様式例については、 介護保険最新情報Vo1936(令和3年3月16日)参照 |
| | | ・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと ・技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に見直すこと | |
| 栄養管理 | 介護保険施設 | ・各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと | 事務処理手順、計画の様式例については、 介護保険最新情報Vo1936(令和3年3月16日)参照 |
| | | ・入所者の栄養状態を施設入所時に把握 ・関係職種の方が共同して、入所者ごとの栄養ケア計画を作成 ・栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行う ・入所者の栄養状態を定期的に記録する ・栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直す (管理栄養士が不在の施設は、併設・外部の管理栄養士の協力により行う) ・基準を満たさない場合は減算 | |
| リハビリテーション計画の作成に係る診療未実施減算の「必要な研修等の修了」 | 訪問リハ | ・リハビリテーション計画の作成にあたって事業所医師が診療せずに「適切な研修の修了等」をした事業所外の医師が診療等した場合に減算する ※「適切な研究の修了等」は、日本医師会の「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修 | |